

2026年8月

お客さま各位

＜運営管理機関＞
三井住友海上火災保険株式会社

iDeCo手数料見直しに関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格段のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、個人型確定拠出年金（iDeCo）の手数料につきまして、運営主体の国民年金基金連合会から、令和9年（2027年）年1月の掛金引落とし分から国民年金基金連合会を支払先とする事務手数料の見直しを行う旨の連絡がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

敬具

記

■事務手数料の見直し

【現 行】令和8年（2026年）12月掛金引落しまで

種類	支払先	金額（税込）	
		加入者	運用指図者
加入手数料（初回のみ）	国民年金基金連合会	2,829円	2,829円
管 理 手数料	事務手数料	掛金拠出 1回あたり 105円	—
	事務委託先手数料	月額 66円	年額 792円
	運営管理手数料（注）	月額 ***円	年額 ***円

（注）運営管理手数料については、ご加入のプラン・コースの手数料の額をご確認ください。

【変更後】令和9年（2027年）1月掛金引落としから

種類	支払先	金額（税込）	
		加入者	運用指図者
加入手数料（初回のみ）	国民年金基金連合会	2,829円	2,829円
管 理 手数料	事務手数料	月額 120円	—
	事務委託先手数料	月額 66円	年額 792円
	運営管理手数料（注）	月額 ***円	年額 ***円

（注）運営管理手数料については、ご加入のプラン・コースの手数料の額をご確認ください。

➤今回の見直しにより、事務手数料は『掛金拠出時手数料（掛金拠出1回あたり）』から『月額手数料』に変更となります。これにより、年単位拠出（毎月拠出以外）の場合でも、拠出時に「手数料の月額に拠出期間の月数を乗じて得た額」をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

➤加入手数料（支払先：国民年金基金連合会）、事務委託先手数料（支払先：事務委託先金融機関）および運営管理手数料（支払先：運営管理機関）については変更ありません。

※詳しくは、国民年金基金連合会作成の「国民年金基金連合会からのお知らせ」並びに「よくあるご質問」をご確認ください。

以上

■国民年金連合会からのお知らせ

iDeCo の加入者、加入をご検討中の皆様へ

令和 9 年(2027)年 1 月の掛金引落としから適用

iDeCo 加入者に係る手数料を見直します

今般、物価・人件費の上昇に伴い、個人型確定拠出年金(iDeCo)に係る手数料を見直すこととしました。

iDeCo の加入中の手数料が、**105 円**(掛金拠出時)から **120 円**(月額)に変更となります。

引き続き安定したサービスを提供するため、ご理解をお願いいたします。

(税込み)	新	旧
加入中の手数料	120 円	105 円

本変更にあたり、加入者の方に、お手続き等はございません。

ご注意ください

- 新規加入時等手数料 2,829 円に、変更はございません。
- 見直し後の手数料は、令和 9(2027)年 1 月 26 日の口座引落とし分の掛金から適用します(事業主払込の場合も同様)。
- 年単位拠出(月別掛金)を選択している加入者の方は、掛金拠出時に、加入中の手数料(120円/月)に拠出期間の月数を乗じて得た額を適用します。

国民年金基金連合会

iDeCo 公式

検索



■よくあるご質問（国民年金基金連合会作成）

No.	質問	回答
1	なぜ手数料を見直しするのか。	加入中の手数料(旧:掛金拠出時手数料)につきましては、制度発足した平成13年(2001年)10月から約25年にわたって、約100円(消費税除く)を維持してきましたが、直近では、物価・人件費が上昇しているためです。 (参考) 過去10年間:消費者物価指数(CPI) +14% システム・エンジニア単価+15%
2	月額手数料120円は、どのように算定しているのか	今後5年間の財政収支見通しを踏まえ、必要な手数料額を算定しました。
3	月額手数料120円は、税抜きか、税込みか。	税込みです。
4	月額手数料120円が適用されるタイミングはいつか。	令和9年(2027年)1月26日の口座引落とし分の掛金から適用します。

【ご参考】各種手数料のお支払い方法について（加入者の場合）

種類		支払先	お支払い方法	
			見直し前（現行）	見直し後
加入手数料（初回のみ）		国民年金基金連合会	初回の掛金から差し引かれます。	（変更ありません）
管 理 手数料	事務手数料	国民年金基金連合会	拠出時の掛金から差し引かれます。 【年単位拠出の場合】 「拠出1回あたり」のため、拠出のない月分の事務手数料はかかりません。	拠出時の掛金から差し引かれます。 【年単位拠出の場合】 「拠出1回あたり」から「月額手数料」に変更となるため、拠出のない月分も事務手数料がかかります。
	事務委託先手数料	事務委託先金融機関	拠出時の掛金から差し引かれます。 【年単位拠出の場合】 拠出時の掛金からまとめて差し引かれます。	（変更ありません）
	運営管理手数料	運営管理機関（三井住友海上）	拠出時の掛金から差し引かれます。 【年単位拠出の場合】 拠出時の掛金からまとめて差し引かれます。	（変更ありません）

※運用指図者の場合の加入手数料は企業型DCからの移換金から、管理手数料（事務・事務委託先・運営管理手数料は毎年3月末に資産残高から差し引かれます。